

総 発 第 3 2 1 号
令和 4 年 2 月 1 0 日

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和4年1月26日付監発第64号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課 名	監 査 結 果	措 置 内 容
定期航路事業所	<p>注意 事項</p> <p>○契約の履行確認が不十分なもの</p> <p>酒田市定期航路事業所・とびしま（船舶）警備業務委託</p> <p>業務委託契約書等で、以下のとおり月ごとの業務完了報告書の提出を求めているが、提出がされておらず、履行の確認をしないまま委託料の支払を行っている。</p> <p>【業務委託契約書第2条】</p> <p>受託者は、月毎の委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書等を提出しなければならない。</p> <p>【仕様書】</p> <p>委託料の支払</p> <p>委託料は月払いとし、毎月の警備業務完了報告書を提出後に請求するも</p>	<p>1月26日に契約内容に基づき業務完了報告書の提出を依頼。1月分より未提出分も含め報告を得た。</p>

	<p>のとし、委託者は請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。</p> <p>契約書等に定められた履行確認を適切に行うこと。</p>	
--	--	--